

令和7年度 第1回浜松市国民健康保険運営協議会

日時：令和7年8月25日(月) 午後7時
場所：浜松市役所 北館1階 101・102 会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 健康福祉部長 挨拶
- 3 委員紹介
- 4 事務局職員紹介
- 5 会長並びに職務代行者の選任
- 6 会長 挨拶
- 7 議 題
 - 1 令和6年度事業報告
 - (1) 決算見込
 - (2) 統計
 - (3) 保険料収納率向上対策等
 - (4) 保健事業及び医療費適正化対策
 - 2 令和7年度の動き
 - (1) 当初予算
 - (2) 制度改正等
- 8 その他
- 9 閉 会

【今後の予定】

10月22日	静岡県国保連合会による国保運営協議会委員研修（希望者）
11月下旬～12月上中旬	第2回国保運営協議会、諮問
12月下旬～1月上中旬	第3回国保運営協議会
1月中下旬	答申（会長、職務代行者）

【参 考】

浜松市国民健康保険条例（抜粋）

第 2 章 浜松市国民健康保険運営協議会

（名称及び委員の定数）

第 2 条 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 11 条第 2 項の規定により設置する協議会の名称は、浜松市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

2 協議会の委員の定数は、次に定めるところによる。

（1）被保険者を代表する委員 3 人

（2）保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3 人

（3）公益を代表する委員 3 人

（規則への委任）

第 3 条 前条に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、規則で定める。

浜松市国民健康保険運営協議会規則（抜粋）

（審議事項）

第 3 条 協議会は、次の事項について審議するものとする。

（1）一部負担金の負担割合に関すること。

（2）保険料の賦課方法に関すること。

（3）保険給付の種類及び内容に関すること。

（4）保健事業の実施大綱の策定に関すること。

（5）その他国民健康保険事業の運営に関する重要なこと。

2 協議会は、前項の事項について市長の諮問に応じ意見を答申する。

（定足数）

第 5 条 協議会は、その委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

（表決）

第 6 条 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

浜松市国民健康保険運営協議会委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	所属・役職等	備 考
被保険者を 代表する委員	イナガキ ミヨコ 稲垣 美代子	J A とぴあ浜松女性部 役員	
	ムラカミ ヒロミ 村上 ひろみ	浜名商工会 理事	
	タキガワ ハルコ 滝川 治子	公募委員	
保険医又は 保険薬剤師を 代表する委員	イソバ トモアキ 磯部 智明	浜松市医師会 副会長	
	トダ セイジ 戸田 聖二	浜松市歯科医師会 副会長	
	シミズ シンヤ 清水 慎也	浜松市薬剤師会 副会長	
公 益 を 代表する委員	マエダ コウイチロウ 前田 香一郎	静岡県弁護士会浜松支部 弁護士	
	エグチ アキコ 江口 晶子	聖隷クリストファー大学 教授	
	シモイシ セイコ 下石 精子	浜松市人権擁護委員連絡協議会 副会長	

任期 令和7年4月 1日から
令和10年3月31日まで

事務局職員名簿

役 職	氏 名
健康福祉部長	小松 靖弘
国保年金課長	鈴木 勝己
国保年金課長補佐	村田 浩規
資格・給付グループ長	水谷 篤史
保険料グループ長	長谷川 貴大
ヘルスサポートグループ長	池谷 千絵美
管理・国民年金グループ長	大山 雅子
管理・国民年金グループ主任	大山 みどり
管理・国民年金グループ主任	黒川 可奈

令和7年度 第1回浜松市国民健康保険運営協議会 席次(101・102会議室)

出入口

※会長に選任された委員は会長席へ移動

	(会長席)	前田 香一郎 委員 (公益代表) 静岡県弁護士会			
滝川 治子 委員 (被保険者代表) 公募				江口 晶子 委員 (公益代表) 聖隷クリストファー 大学	
磯部 智明 委員 (医師会)				下石 精子 委員 (公益代表) 人権擁護委員連 絡協議会	
戸田 聖二 委員 (歯科医師会)				稲垣 美代子 委員 (被保険者代表) JAとびあ浜松	
清水 慎也 委員 (薬剤師会)				村上 ひろみ 委員 (被保険者代表) 浜名商工会	
	村田補佐	鈴木課長	小松部長		

	大山 グループ長
--	-------------

池谷 グループ長	長谷川 グループ長
-------------	--------------

水谷 グループ長	
-------------	--

大山み	黒川
-----	----

傍聴席	傍聴席
-----	-----

傍聴席	傍聴席
-----	-----

出入口

令和 7 年 度

第 1 回 浜松市国民健康保険運営協議会

日時： 令和7年8月25日（月） 午後7時

場所： 浜松市役所 北館 1階 101・102 会議室

1 令和6年度事業報告

(1) 決算見込

<歳入>

(単位：百万円)

科目	R6決算見込 (A)	R5決算 (B)	増減額 (A)-(B)	備考
①保険料	14,688	14,983	△295	被保険者数の減による
②国庫支出金	58	2	56	
③県支出金	51,364	52,132	△768	
普通交付金	50,286	50,981	△695	保険給付費（歳出②）の減による
特別交付金	1,078	1,151	△73	保険者努力支援分、特別調整交付金分など
④一般会計繰入金	4,388	4,625	△237	保険料軽減分、出産育児一時金分など
⑤繰越金	2,221	3,011	△790	
⑥その他	286	179	107	第三者納付金、返納金など
計	73,005	74,932	△1,927	

<歳出>

(単位：百万円)

科目	R6決算見込 (A)	R5決算 (B)	増減額 (A)-(B)	備考
①総務費	332	342	△10	
②保険給付費	50,466	51,181	△715	被保険者数の減による
③事業費納付金	19,802	20,516	△714	被保険者数の減に伴う算定額の減
④保健事業費	457	486	△29	特定健診に係る経費など
⑤保険料還付金	37	52	△15	
⑥償還金	234	134	100	県交付金の過年度分精算による返還
⑦その他	0	0	0	
計	71,328	72,711	△1,383	

収支差	1,677	2,221	△544
-----	-------	-------	------

収支差額 1,677 百万円は、令和7年度へ繰越し

<浜松市国民健康保険事業基金>

令和6年度末残高 2,185百万円

(2) 統計

ア 被保険者の状況

(ア) 被保険者数

区 分		令和6年度末(A)	令和5年度末(B)	比較(A)-(B)
国民健康保 険加入(A)	被保険者数	130,533人	136,289人	△5,756人
	世帯数	89,622世帯	92,170世帯	△2,548世帯
全 市(B)	人口	781,011人	786,792人	△5,781人
	世帯数	358,438世帯	356,064世帯	2,374世帯
加入率 (A)/(B)	被保険者数	16.7%	17.3%	△0.6
	世帯数	25.0%	25.9%	△0.9

(イ) 年齢構成

区 分	令和6年度末(A)		令和5年度末(B)		比較(A)-(B)	
	被保険者数	構成比	被保険者数	構成比	被保険者数	構成比
0 ~ 19歳	10,593人	8.1%	11,080人	8.1%	△487人	0.0
20 ~ 29歳	7,617人	5.8%	7,667人	5.6%	△50人	0.2
30 ~ 39歳	9,000人	6.9%	9,274人	6.8%	△274人	0.1
40 ~ 49歳	13,017人	10.0%	13,409人	9.8%	△392人	0.2
50 ~ 59歳	16,954人	13.0%	17,102人	12.6%	△148人	0.3
60 ~ 69歳	37,033人	28.4%	38,451人	28.3%	△1,418人	0.0
70 ~ 74歳	36,319人	27.8%	39,306人	28.8%	△2,987人	△1.0
合 計	130,533人	100.0%	136,289人	100.0%	△5,756人	

※構成比は四捨五入表示のため内訳の和と合計が一致しないことがある。

(ウ) 所得階層別世帯数

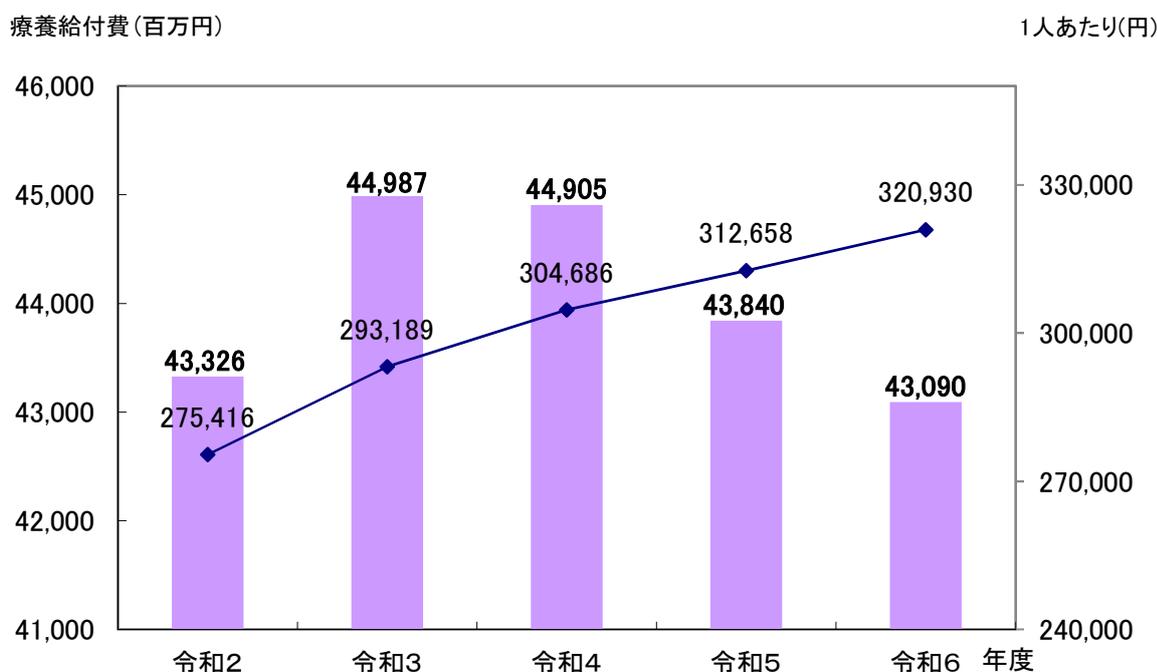
世帯総所得金額 以上 未満	令和6年度末(A)		令和5年度末(B)		比較(A)-(B)	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
0 ~ 100万円	48,831世帯	54.5%	50,303世帯	54.6%	△1,472世帯	△0.1
100 ~ 200万円	19,070世帯	21.3%	20,112世帯	21.8%	△1,042世帯	△0.5
200 ~ 300万円	10,055世帯	11.2%	10,343世帯	11.2%	△288世帯	0.0
300 ~ 500万円	7,110世帯	7.9%	7,040世帯	7.6%	70世帯	0.3
500 ~ 1,000万円	3,363世帯	3.8%	3,245世帯	3.5%	118世帯	0.3
1,000万円~	1,193世帯	1.3%	1,127世帯	1.2%	66世帯	0.1
合 計	89,622世帯	100.0%	92,170世帯	100.0%	△2,548世帯	

※構成比は四捨五入表示のため内訳の和と合計が一致しないことがある。

イ 保険給付の状況

(ア) 療養給付費の推移及び支給状況 (医科、歯科、調剤、入院時食事療養費、訪問看護)

区 分	令和6年度(A)	令和5年度(B)	比較(A)-(B)
支給額	43,089,656,339円	43,839,955,906円	△750,299,567円
被保険者数(4~3月平均)	134,265人	140,217人	△5,952人
一人あたり	320,930円	312,658円	8,272円



(イ) 高額療養費の支給状況

区 分	令和6年度(A)	令和5年度(B)	比較(A)-(B)
支給額	6,690,315,392円	6,668,579,296円	21,736,096円
支給件数	101,559件	103,936件	△2,377件
一件あたり	65,876円	64,160円	1,716円

(ウ) その他の支給状況

区 分	令和6年度(A)		令和5年度(B)		比較(A)-(B)	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
出産育児一時金	268件	133,517,629円	310件	152,166,297円	△42件	△18,648,668円
葬 祭 費	927件	46,350,000円	953件	47,650,000円	△26件	△1,300,000円

・ 出産育児一時金 …… 1件につき 500,000円※

・ 葬祭費 …… 1件につき 50,000円

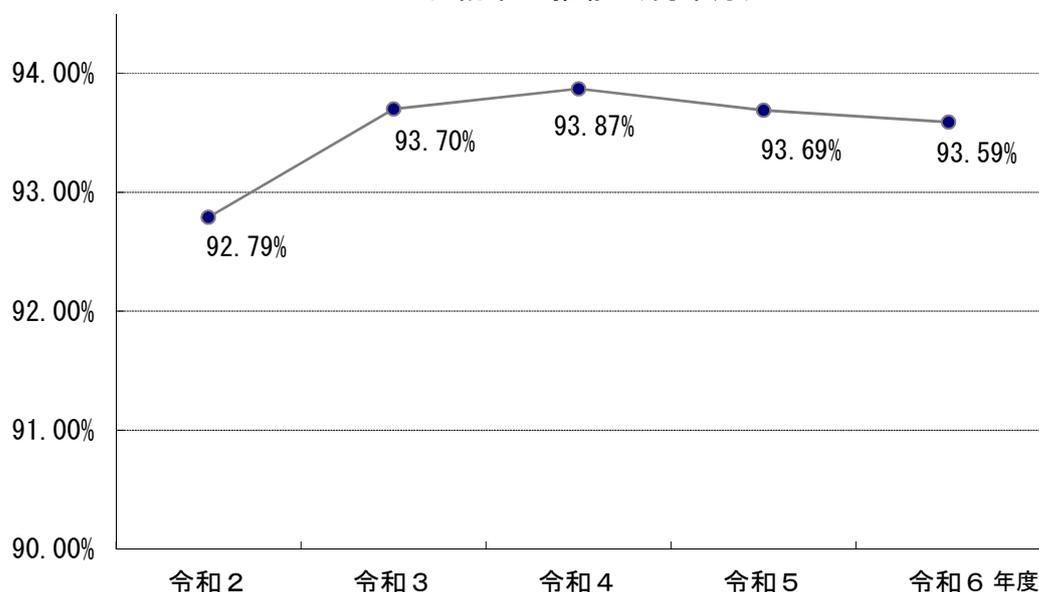
※出産育児一時金の1件あたり支給額を5年度より42万円から50万円へ上げた。また、医療機関支払分と本人支払分の支給時期が年度をまたぐケースが発生するため、支給額に端数が発生する。

ウ 保険料収納状況

(ア) 現年分収納率

区 分	令和6年度 決算見込(A)	令和5年度 決算(B)	比較(A)-(B)
調定額	15,248,218,200円	15,493,852,200円	△245,634,000円
実収入額	14,270,057,582円	14,516,715,505円	△246,657,923円
収納率	93.59%	93.69%	△0.10
被保険者数(4～3月平均)	134,265人	140,217人	△5,952人
一人あたり調定額	113,568円	110,499円	3,069円
世帯数(4～3月平均)	91,493世帯	94,111世帯	△2,618世帯
一世帯あたり調定額	166,660円	164,634円	2,026円

収納率の推移（現年分）



(イ) 納付方法内訳

区 分	令和6年度末(A)		令和5年度末(B)		比較(A)-(B)	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
普通徴収	口座振替	38,858世帯 43.36%	39,665世帯 43.03%	△807世帯	0.33	
	納付書	32,250世帯 35.98%	32,767世帯 35.55%	△517世帯	0.43	
特別徴収	年金天引	18,514世帯 20.66%	19,738世帯 21.42%	△1,224世帯	△0.76	
合 計	89,622世帯 100.00%	92,170世帯 100.00%	△2,548世帯			

※構成比は四捨五入表示のため内訳の和と合計が一致しないことがある。

(3) 保険料収納率向上対策等

国保財政の安定した運営と被保険者間の公平性を確保するため、「浜松市国民健康保険料収納対策基本方針《第5期アクションプラン》(2024年度～2029年度)」に基づき、収納率向上及び滞納額削減に取り組んだ。

ア アクションプランの進捗状況

指 標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
現年分収納率	目標	93.60%	94.00%	94.00%
	実績	93.87%	93.69%	93.59%
口座振替登録世帯率※ (令和5年度までは口座振替率)	目標	64.80%	65.00%	48.33%
	実績	65.02%	64.45%	47.98%
累積滞納額	目標	21.8億円	18.8億円	21.5億円
	実績	23.5億円	21.9億円	21.2億円

※団塊世代の多くが後期高齢者医療制度へ移行し特別徴収世帯の割合が減少していくため、口座振替率(口座振替及び特別徴収世帯の割合)から変更し、口座振替登録世帯の割合(9月末実績)を指標とする。

イ 令和6年度の主な取組

(ア) 現年分収納率の向上

現年分収納率の向上のため、保険料決定通知書発送時に口座振替未登録世帯へ口座振替依頼書(Web口座振替受付サービス登録案内を含む。)を同封した。加えて、区役所等の国保窓口では国保加入時にペイジー端末による口座振替登録の勧奨を行った。

(イ) 二重加入者に対する脱退手続勧奨

被用者保険との二重加入者に対して、国保脱退手続の勧奨及び職権による資格喪失処理を行い資格の適正化及び保険料の調定額削減を図った。

(ウ) 滞納者対策

滞納初期の段階から迅速な財産調査を行い、納付資力があるにもかかわらず納付がない世帯については財産差押を実施し、早期の債権回収に努めた。

(4) 保健事業及び医療費適正化対策

「浜松市国民健康保険第3期データヘルス計画、第4期特定健康診査・特定保健指導実施計画（2024年度～2029年度）」に基づき、被保険者の健康増進及び医療費適正化に取り組んだ。

ア データヘルス計画の進捗状況

(主な指標の実績推移)

指 標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
特定健診受診率	目標	46.0%	50.0%	35.0%
	実績	32.5%	33.2%	31.4%※
特定保健指導実施率	目標	28.0%	32.0%	16.5%
	実績	15.7%	14.6%	9.8%※
後発医薬品使用率 (数量ベース3月診療分)	目標	83.0%	84.0%	85.0%
	実績	83.8%	85.0%	89.8%

※令和7年6月末現在

イ 令和6年度の主な取組

(ア) 特定健診受診率向上対策

- ・ナッジ理論^{※1}を活用し、受診勧奨通知を発送した。
 ※1：行動科学に基づいた小さなきっかけで行動変容を促す手法
- ・特定健診の受診率向上のため、医療機関、スーパーマーケット等にポスターを掲示した。
 さらに、SNS、新聞広告、市内ドラッグストアのデジタルサイネージ等に受診勧奨広告を掲載した。
- ・市内商業施設を会場に休日健診を実施した。

(イ) 生活習慣病重症化予防

- ・特定保健指導未利用者を対象に、電話等による利用勧奨及びオンライン保健指導を案内した。
- ・慢性腎臓病、高血圧、糖尿病性腎症重症化予防対策として受診勧奨通知を送付し、未受診が続く対象者には保健師が訪問指導等を実施した。
- ・浜松市国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防プログラムの3年評価を行い、プログラム改訂に向け浜松市国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防検討会にて検討を行った。

(ウ) 後発医薬品使用促進

- ・後発医薬品に切り替えた場合に差額が単月で300円以上になる方に対して、後発医薬品差額通知を発送した。
- ・国民健康保険被保険者証の発送時に、後発医薬品希望シールを同封した。

(エ) 医療費通知

- ・被保険者個人宛てに、保険診療の履歴をはがきで発送した。概ね2か月に1回、約10万通を送付し、通知の目的を示すとともに、診療年月、医療機関名、医療費全額、窓口負担額等をお知らせした。

2 令和7年度の動き

(1) 当初予算

<歳入>

(単位：百万円)

科目	R7当初 予算(A)	R6当初 予算(B)	増減額 (A)-(B)	備考
①保険料	14,157	14,412	△255	被保険者数の減を見込む
②国庫支出金	468		468	標準システム移行経費に対する補助金
③県支出金	51,276	52,072	△796	
普通交付金	50,215	50,745	△530	保険給付費（歳出②）の見込による
特別交付金	1,061	1,327	△266	保険者努力支援分、特別調整交付金分など
④一般会計繰入金	4,579	4,393	186	保険料軽減分、出産育児一時金分など
⑤繰越金	1,400	2,190	△790	
⑥その他	226	224	2	第三者納付金、返納金など
計	72,106	73,291	△1,185	

<歳出>

(単位：百万円)

科目	R7当初 予算(A)	R6当初 予算(B)	増減額 (A)-(B)	備考
①総務費	1,022	313	709	標準システム移行に伴うシステム改修
②保険給付費	50,415	51,720	△1,305	過年度実績からの推計
③事業費納付金	19,700	20,270	△570	県の算定額をもとに計上
④保健事業費	525	603	△78	
⑤保険料還付金	70	80	△10	
⑥償還金	300	250	50	県交付金の前年度分精算による返還
⑦その他	74	55	19	予備費や基金積立金（利子積立）など
計	72,106	73,291	△1,185	

令和7年度保険料

- ・保険料率は令和4年度から据置き。
- ・賦課限度額は国民健康保険法施行令の規定のとおり。

区分	所得割	均等割	平等割	限度額
医療分	7.20%	25,000円	22,000円	66万円
支援金分	2.35%	11,000円	8,000円	26万円
介護分	1.90%	14,500円	—	17万円

事業費納付金の推移

区分	R4決算	R5決算	R6決算	R7当初予算
総額	21,113百万円	20,516百万円	19,803百万円	19,700百万円

(2) 制度改正等

ア 子ども・子育て支援金制度について

- ・子ども・子育て政策強化の財源として、令和8年度から毎年度、国が医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収する。
- ・医療保険者は、被保険者から徴収する保険料に、子ども・子育て支援金を上乗せして徴収する。



- ・国民健康保険における軽減措置として、子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者）の子ども・子育て支援金の均等割を10割軽減する。また、現行の仕組みと同様に、低所得者に対する軽減制度を設け、国・県・市で公費負担する。

イ 公金収納事務のデジタル化

- ・国民健康保険料や後期高齢者医療保険料の納付について、地方税（固定資産税や自動車税等）と同様、納付書に専用QRコード（eL-QR）を付すことにより全国の金融機関窓口での納付が可能になることに加え、インターネットバンキング、クレジットカード、スマートフォン決済アプリによる納付方法が拡充される。
- ・本市の国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料については、令和9年度から導入予定である。